

様式第 1 号 (第 7 条関係)

随 意 契 約 理 由 書

| | | |
|-----------------------|---|---|
| 契約内容 | 件名等 | (契約番号) 4 2 8 3 0 0 0 1 1 5 インターネット閲覧環境構築用機器購入 |
| | 履行場所 | 情報政策課 |
| | 種 類 | 物品販売 |
| | 概 要 | 既設の行政系ネットワークとインターネットの分離に伴い、職員の行政系 P C からインターネットが閲覧できなくなることから、新たにインターネット閲覧環境を構築し、職員のインターネット利用環境の整備を図る。 |
| 相手方 | 名 称 | 株式会社日立システムズ東北支社 |
| | 代 表 者 | 支社長 堀谷 敦 |
| | 所 在 地 | 宮城県仙台市青葉区本町二丁目 1 5 - 1 ルナール仙台 |
| 根拠規定 | 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 | |
| | 2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの | |
| | 3 号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約 | |
| | 4 号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ | |
| | 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | |
| | 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき | |
| | 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | |
| | 8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | |
| | 9 号 落札者が契約を締結しないとき | |
| 随意契約理由の説明 | <p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該環境の構築を行うためには、最新の I T 技術を利用したシステムの調達が必要となるが、システムの方式等が異なると価格も大きく変わってしまうこと、最新の I T 技術を利用するため、事業者の実績や技術力についても考慮する必要があり、単に価格の優劣のみで本環境の構築事業者を選定することは困難である。</p> <p>このことから、本環境構築事業者の選定にあたっては、価格のみならず、企画提案の内容も含め総合的に評価を行う公募型プロポーザルを実施し、応募事業者から提出された企画提案書及び見積書について総合的に審査した結果、上記事業者が本環境構築における最優秀提案事業者に選定されたことから、当該事業者と随意契約を行うものである。</p> | |
| 工事等担当課名 [総務部 情報政策課] | | |

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

| | | |
|-----------------------|--|---|
| 契約内容 | 件名等 | (契約番号) 4 2 8 3 0 0 0 1 1 8 ネットワーク機器収容ラック購入 |
| | 履行場所 | 情報政策課 |
| | 種類 | 物品販売 |
| | 概要 | ネットワーク機器の高性能化に伴い、機器からの排熱量は増加傾向にあるが、現在使用しているネットワーク機器収容ラックの換気性能では、排熱量の増加に対応ができず、熱によるネットワーク機器の故障等を招く恐れがあることから、換気性能の高いネットワーク機器収容ラックへ交換することで、庁内ネットワークの安定的な運用を図る。 |
| 相手方 | 名称 | 東日本電信電話株式会社 ビジネス&オフィス営業推進本部 福島法人営業部 |
| | 代表者 | 部長 宮沢 繁 |
| | 所在地 | 福島県福島市山下町5番10号 |
| 根拠規定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 | |
| | 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの | |
| | 3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約 | |
| | 4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | |
| | 9号 落札者が契約を締結しないとき | |
| 随意契約理由の説明 | <p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務については、ネットワーク機器の高性能化に伴い、現在使用しているネットワーク機器収納ラックから、より換気性能の高いラックに買い替え・交換するものである。</p> <p>そのため、現行の機器収容ラックに搭載されているネットワーク機器の新ラックへの移設作業が発生するため、機器の停止、ラックからの取り外し、新ラックへの搭載、ネットワークへの再接続及び動作確認といった一連の作業が必要となることから、本市のネットワークの保守業者であり、ラックの調達・移設作業を一括でできる上記業者と随意契約としたい。</p> | |
| 工事等担当課名 [総務部 情報政策課] | | |

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

| | | |
|-------------------|--|---|
| 契約内容 | 件名等 | (契約番号) 4283000125 議会映像配信システム構築 |
| | 履行場所 | 情報政策課 外 |
| | 種類 | 物品購入 |
| | 概要 | ネットワーク強靱化事業の実施に伴い、庁内PCからインターネットを経由した議会中継の閲覧が出来なくなることから、新たに庁内向けの議会映像配信システムを導入し、庁内PCから議会中継が閲覧可能となるよう環境の整備を図る。 |
| 相手方 | 名称 | 株式会社 コンピュータビジネス 郡山事業所 |
| | 代表者 | 所長 佐藤 公宣 |
| | 所在地 | 福島県郡山市字古川80-1番地 |
| 根拠規定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 | |
| | 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの | |
| | 3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約 | |
| | 4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | |
| | 9号 落札者が契約を締結しないとき | |
| 随意契約理由の説明 | <p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該システムは議会中継システムとの連携が必須となっており、両システムの開発仕様およびネットワーク構成に精通している業者のみが当該システムを構築することが可能であるため、上記業者と随意契約とする。</p> | |
| 工事等担当課名 [情報政策課] | | |

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

| | | |
|-----------------------|---|---|
| 契約内容 | 件名等 | (契約番号) 4283000142 生体認証システム構築用機器購入 |
| | 履行場所 | 情報政策課 |
| | 種類 | 物品販売 |
| | 概要 | 国の「地方公共団体情報セキュリティ対策事業」(ネットワーク強靱化事業)の実施に伴い、個人情報を扱うPCに対する二要素認証の導入が必須となることから、住民情報系PCに対し生体認証システムを構築し、住民情報系システムにおける情報セキュリティの向上を図る。 |
| 相手方 | 名称 | 株式会社日立システムズ東北支社 |
| | 代表者 | 支社長 堀谷 敦 |
| | 所在地 | 宮城県仙台市青葉区本町二丁目15-1 ルナール仙台 |
| 根拠規定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 | |
| | 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの | |
| | 3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約 | |
| | 4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | |
| | 9号 落札者が契約を締結しないとき | |
| 随意契約理由の説明 | 【具体的に記入すること】 | |
| | <p>当該環境の構築を行うためには、最新のIT技術を利用したシステムの調達が必要となるが、システムの方式等が異なると価格も大きく変わってしまうこと、最新のIT技術を利用するため、事業者の実績や技術力についても考慮する必要がある、単に価格の優劣のみで本環境の構築事業者を選定することは困難である。</p> <p>このことから、本環境構築事業者の選定にあたっては、価格のみならず、企画提案の内容も含め総合的に評価を行う公募型プロポーザルを実施し、応募事業者から提出された企画提案書及び見積書について総合的に審査した結果、上記事業者が本環境構築における最優秀提案事業者を選定されたことから、当該事業者と随意契約を行うものである。</p> | |
| 工事等担当課名 [総務部 情報政策課] | | |

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。